

【各種納付期限のご案内】 該当の事業者様は次の申告納付手続きが必要となります。

- ① 労働保険の年度更新…申告納付期限 7月10日(月)
- ② 社会保険の定時決定…届出期限 7月10日(月)
- ③ 源泉所得税の特例納付…申告納付期限 7月10日(月)

ローカルベンチマーク (神木)

ローカルベンチマーク(通称:ロカベン)は、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みとして、経済産業省が平成28年3月に策定したものです。

具体的には、「参考ツール」(Excelファイル)を活用して、財務情報(6つの指標(※1))と非財務情報(4つの視点(※2))に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握するための「健康診断表」を作成することができます。

(※1) 6つの指標

- ① 売上高増加率(売上持続性)、② 営業利益率(収益性)、③ 労働生産性(生産性)、④ EBITDA 有利子負債倍率(健全性)、⑤ 営業運転資本回転期間(効率性)、⑥ 自己資本比率(安全性)

(※2) 4つの視点

- ① 経営者への着目、② 関係者への着目、③ 事業への着目、④ 内部管理体制への着目

この「参考ツール」は幅広く活用することができます。社内的には、経営課題を抽出し、共有・整理・解決へ結びつけるきっかけとして期待できます。対外的には、金融機関や支援機関等への各種申請に際して、自社のアピール材料として活用することができます。また中小企業等経営強化法(平成28年7月施行)に基づく各施策につき、経営力向上計画の策定が求められますが、経営分析においてはローカルベンチマークの活用が推奨されるなど、今後も活用の機会が増えると考えられています。

ローカルファイルの作成 (森)

平成28年度税制改正において、ローカルファイルの作成と保存が義務付けられました。海外のグループ会社との取引(国外関連取引)を行った法人は、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)を確定申告書の提出期限までに作成し保存することとなりました。平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

なお、一の国外関連者との前期の取引金額が50億円未満、かつ無形資産取引金額が3億円未満である場合には、確定申告書の提出期限までの作成保存義務は免除されます。

ただし、この場合でも、毎年の作成は免除されますが、税務調査時に提出を求められれば一定期間内に出す必要がありますので、提出できようように準備しておく必要があります。

ローカルファイルには特定の形式はありませんが、例えば以下のような内容を記載することになります。

<国外関連取引が棚卸資産の売買の場合>

- ① 棚卸資産の種類、主要売上先、主要仕入先、取引条件(単価、通貨)
- ② 商品のパンフレット、カタログ又はプライスリスト
- ③ 国外関連者との間の契約書
- ④ その法人と国外関連者の機能に掛る整理表(どの法人のどの部門がどんな役割を果たしているか) 等